

ランクB

賃金の範囲	1990	1995	2001
～465	0.05	0.00	0.00
466～480	0.08	0.00	0.00
481～495	0.01	0.00	0.00
496～510	1.36	0.04	0.00
511～525	0.48	0.00	0.00
526～540	0.90	0.00	0.00
541～555	2.27	0.05	0.00
556～570	3.40	0.01	0.00
571～585	3.33	0.24	0.00
586～600	11.15	0.38	0.15
601～615	3.08	0.51	0.00
616～630	10.30	1.31	0.25
631～645	3.56	0.29	0.01
646～660	11.50	2.29	0.48
661～675	4.77	1.64	0.19
676～690	5.60	4.05	0.69
691～705	9.57	8.62	4.36
706～720	3.90	7.20	4.01
721～735	2.14	4.82	2.59
736～750	6.15	8.31	10.18
751～765	1.01	3.97	3.03
766～780	1.41	7.34	7.58
781～795	0.50	2.50	2.04
796～810	3.30	11.57	18.47
811～825	0.86	2.88	3.60
826～840	0.49	4.09	4.40
841～855	0.83	3.95	5.85
856～870	0.49	3.15	3.99
871～885	0.34	1.37	1.81
886～900	1.73	3.22	7.09
901～950	0.90	3.50	5.84
951～1000	2.17	3.72	5.18
1001～1200	1.35	5.49	4.64
1201～	1.01	3.51	3.55
サンプル数	5481	4036	4326

ランクC

賃金の範囲	1990	1995	2001
~465	0.50	0.00	0.00
466~480	1.17	0.00	0.00
481~495	0.91	0.00	0.00
496~510	6.97	0.01	0.00
511~525	5.46	0.00	0.00
526~540	4.99	0.00	0.00
541~555	9.32	0.10	0.00
556~570	5.80	0.53	0.14
571~585	5.51	0.70	0.00
586~600	14.95	5.15	0.33
601~615	3.00	0.91	0.00
616~630	7.62	7.08	0.34
631~645	3.23	2.24	1.52
646~660	7.01	9.26	6.99
661~675	3.29	3.61	3.36
676~690	2.40	7.26	4.83
691~705	4.15	10.82	11.99
706~720	1.57	5.34	5.56
721~735	0.72	3.02	4.64
736~750	1.53	10.48	13.90
751~765	0.50	3.12	3.05
766~780	0.66	5.32	5.86
781~795	0.21	1.50	2.10
796~810	1.88	7.10	11.35
811~825	0.22	1.05	2.48
826~840	0.17	1.28	3.31
841~855	0.26	1.61	3.06
856~870	0.13	0.80	1.17
871~885	0.20	0.53	0.60
886~900	0.59	2.83	2.61
901~950	2.37	1.99	2.07
951~1000	0.92	2.20	3.10
1001~1200	1.27	2.09	3.61
1201~	0.54	2.07	2.03
サンプル数	5028	3651	3779

ランクD

賃金の範囲	1990	1995	2001
～465	3.52	0.01	0.00
466～480	5.95	0.02	0.00
481～495	2.05	0.00	0.00
496～510	14.54	0.02	0.18
511～525	7.76	0.00	0.00
526～540	8.50	0.31	0.00
541～555	7.70	2.87	0.00
556～570	6.86	2.28	0.00
571～585	6.01	2.96	0.14
586～600	12.15	11.50	3.79
601～615	2.28	3.21	2.54
616～630	4.94	12.18	5.10
631～645	1.90	3.56	2.53
646～660	4.67	11.80	16.64
661～675	1.29	3.89	4.80
676～690	1.39	5.95	9.88
691～705	2.12	10.49	12.13
706～720	1.32	3.65	5.25
721～735	0.48	1.49	2.40
736～750	0.57	3.33	9.20
751～765	0.24	2.45	0.86
766～780	0.15	1.65	3.06
781～795	0.09	1.09	0.43
796～810	1.03	3.54	4.58
811～825	0.10	0.25	0.94
826～840	0.19	0.42	1.36
841～855	0.13	1.32	1.89
856～870	0.12	0.54	0.95
871～885	0.13	0.32	0.25
886～900	0.33	0.48	2.26
901～950	0.30	0.78	2.65
951～1000	0.49	3.04	1.84
1001～1200	0.21	3.44	1.91
1201～	0.51	1.15	2.45
サンプル数	2637	1764	1614

(出所) パート実態調査からの筆者の集計

(3) 最低賃金の賃金下支え機能とパート賃金の分散

パート平均賃金は最低賃金に比して低下しており、また、最低賃金を下回る賃金が払われることは少ない（最低賃金違反は少ない）とすると、パート労働者の賃金率の分散は縮小すると予想される。最低賃金は何らかの影響を及ぼすとすれば、最低賃金が存在しないときに成立したであろう賃金分布が、最低賃金の存在によって変化することになる。もし、最低賃金によって最低賃金よりも低い賃金の低い部分がなくなり、最低賃金よりも高い部分においては賃金分布が変化しないのだとすると、最低賃金が有効な制約であればあるほど、賃金の分散は縮小することが予想される。賃金が最低賃金に向かって低下しているのであるから、賃金はより低い部分に固まるようになり、賃金の分散は小さくなると考えられる。1995年から2001年の間に、最低賃金が賃金の下支えとして機能するようになったとすれば、その間に賃金の分散が縮小することが予想される。

図表 31 から、そのようなパターンが成り立っていることが示唆されるケースもあることがわかる。たとえば A ランクの県で働く、時給で賃金が支払われている高卒パート労働者については、最低賃金からの乖離幅の標準偏差が、1990 年には 0.193、1995 年には 0.181 であったが、2001 年には 0.155 となっている。一方で、D ランクの高卒女性パート労働者（時給で賃金が支払われている）の場合の場合、1990 年の標準偏差は 0.135、1995 年には 0.157、2001 年には 0.140 であり、時系列で見てそれほど大きな違いは見られない。また小売業で働く時給で賃金を支払われている女性パート労働者については、ランク A の都府県で標準偏差が 1990 年に 0.163 であったものが、2001 年には 0.122 となっている。ランク D でも、1990 年に 0.124 であったものが、2001 年には 0.099 となっている。このように、学歴や最低賃金のランクを限定すると、1990 年代後半に賃金の分散が小さくなったことを確認できる。最低賃金がパート賃金の下支えになって、賃金の分散が縮小した可能性が示唆される。ただし、賃金の分散の縮小は、最低賃金によってのみ生ずるとは限らない。最低賃金付近での賃金分布状況が全く変わらないとしても、より賃金の高い部分で賃金下落が生じた場合、賃金の分散は縮小する。賃金の分散低下の要因は、最低賃金以外のそれも含めて検討される必要がある。

最低賃金とパート賃金をめぐる以上の結果をまとめると、以下のことがわかる。第 1 に、1990 年代前半には、パート賃金と最低賃金の間には、一定の幅が存在した。A ランク・B ランクの都府県では、パート労働者の 90%程度は、最低賃金よりも 10%以上高い賃金を受け取っていた（図表 31 の 10%点を参照）。ところが、2001 年には最低賃金付近により多くのパート労働者の賃金が分布するようになった。1990 年代後半のデフレ期には、最低賃金の上昇にパート賃金が追いついていっていなかったことを示している。そしてそのことは、1990 年代の後半には、それまでとはやや異なり、最低賃金がパート賃金の下支えとして機能した場合もあったかもしれない。もし最低賃金が増加していなかったら、女性パート労働者の賃金はもっと低下していた可能性もある。ただしこのことの検証は、この補論で用いられたよ

うなランク別の集計では限界がある³⁷。

それと同時に、このようにパート賃金が最低賃金に比して低下するということは、そもそも最低賃金が有効な制約ではないために、賃金に下降圧力が加かったとき、最低賃金はその歯止めとなることはできないことも意味している。

<謝辞>

2章で行った分析のために、「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年、平成7年、平成13年、厚生労働省)、および「消費生活に関するパネル調査」(財団法人家計経済研究所)の個票データを利用させていただいた。感謝申し上げたい。

参考文献

- ・ 安部由起子(2001)「地域別最低賃金がパート賃金に与える影響」 猪木武徳・大竹文雄編『雇用政策の経済分析』 第9章 pp.259-302、東京大学出版会
- ・ 安部由起子(2004) 最低賃金は賃金の有効な下支えか、日本労働研究雑誌 525号 pp.14-17
- ・ 安部由起子・大竹文雄(1995)「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」季刊社会保障研究 31, 120-134
- ・ 麻生良文(1991)「公的年金制度と貯蓄」貯蓄経済研究センター編『人口の高齢化と貯蓄・資産選択』ぎょうせい
- ・ 岩本康志・加藤竜太・日高政浩(1991)「人口高齢化と公的年金」『季刊・社会保障研究』Vol.27, No.3, pp.285-294
- ・ 太田清・桜井俊行(1996)「公的年金と貯蓄行動、高齢期就業—1994年郵政研究所アンケート調査による分析—」高山憲之・チャールズユウジホリオカ・太田清編『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』日本評論社
- ・ 厚生労働省(2003) 雇用と年金研究会報告書
- ・ 厚生労働省労働基準局賃金時間課編 最低賃金決定要覧 労働調査会 各年版
- ・ 高山憲之(1992)『ストック・エコノミー』東洋経済新報社
- ・ 永瀬伸子(2004) “非典型的雇用者に対する社会的保護の現状と課題” 季刊・社会保障研究 40 116-126
- ・ 小口登良・八田達夫(2000)「1999年政府年金改革案の評価」日本経済研究 No.40
- ・ 八田達夫・小口登良(1999)『年金改革論：積立方式に移行せよ』
- ・ Abe, Y. (2004) A Note on Labor Supply Experiences of Japanese Women, mimeo
- ・ Attanasio, O.P and A. Brugiavini(2003), “Social Security and Households’ Saving”, Quarterly Journal of Economics pp.1074-1119

³⁷ たとえば安部(2001)、安部(2004)でも一部指摘されているように、同じランクに属する都道府県であっても、賃金の分布の状況がかなり異なるケースがあることがわかっている。

- Attanasio, O.P and S. Rohwedder(2003), "Pension Wealth and Household Saving: Evidence from Pension Reforms in the United Kingdom", *American Economic Review* Vol.93 No.5, pp.1499-1521
- Feldstein,M(1974), "Social security, induced retirement and aggregate capital accumulation", *Journal of Political Economy* 82, pp.905-926
- Yamada,T, T. Yamada(1988), "The Effect of Japanese Social Security Retirement Benefit on Personal Saving and Elderly Labor Force Behavior" NBER Working Paper No.2661
- King, M., and L. Dicks-Mireaux(1982), "Asset Holdings and the Life Cycle," *Economic Journal*, XCII, pp.412-437
- Hubbard,G(1986), "Pension Wealth and Individual Saving", *Journal of Money, Credit and Banking*, XVIII, pp.167-178

第3章 地域経済に対する影響

中里幸聖

<要旨>

家計の効用の視点から年金を捉える際、当該社会全体での観点と同様に地域的な観点も重要である。本章では、わが国における地域ごとに不均等な人口構造のもとで、公的年金の給付と負担が地域経済にどのような影響を及ぼしているかを定量的に推計した。

わが国の高齢化は全国均等ではなく、地域によって格差が存在する。一般的に南関東、関西といった大都市圏で高齢者比率が相対的に低く、その他の地域で相対的に高齢者比率が高い傾向がある。また、高齢者比率とは逆に生産年齢人口比率は大都市圏で相対的に高く、その他の地域で相対的に低い。また、全都道府県とも1995年に比べて2001年の高齢者比率が上昇し、生産年齢人口比率が低下している。

年金給付額が県民所得に占める比率は、全県合計で1995年は4.75%、2001年は7.15%である。高齢者比率と同様に南関東、関西といった大都市圏で相対的に低く、その他の地域で相対的に高い傾向がある。年金給付額による県内産出額への影響を試算した結果は、全県単純合計では1995年は1.15%、2001年は1.73%である。値としては大きいとは言えないが上昇傾向にある。高齢者比率などと同様に南関東、関西といった大都市圏で相対的に低く、その他の地域で相対的に高い傾向がある。

一方、年金保険料が県民所得に占める比率は、1995年は5.25%、2001年は5.79%である。県・地域別での比率は、北関東や九州の一部などで1995年に比べ2001年の方が低くなっている地域もあるが、全体的には上昇しており、特に南関東、関西、北越地域などで相対的に比率上昇が大きい。年金保険料による県内産出額への影響を試算した結果は、全県単純合計では1995年は1.30%、2001年は1.43%である。

年金給付額と年金保険料を併せ見た県内産出額への影響を試算した結果は、全県単純合計では1995年は-0.15%、2001年は0.30%である。この数値から考える限りでは、国全体としては給付と負担による経済への影響は相殺されていると言えよう。県・地域別にみると2001年において年金給付額と年金保険料を併せ見た県内産出額への影響は35県・地域が全県計の数値よりも高くなっている。全県計の数値より低いのは関西(0.27%)、中京(0.21%)、南関東(-0.31%)である。このことから南関東での経済生産活動が年金制度を通じて全国に再配分されているとの解釈も可能と思われる。

都道府県ごとに高齢者比率に大きな相違があるように、県民所得に占める年金給付額及び年金保険料徴収額の割合には相違がある。また、年金給付額割合などの相違のみならず、都道府県ごとの経済・産業構造の違いも影響し、年金の給付及び徴収が地域経済に与える影響は異なることが確認された。一般的に大都市圏で相対的な影響が小さいあるいはマイナスの影響であり、それ以外の地域で相対的な影響が大きいと推計された。

I. 「地域経済に対する影響」の研究目的

家計の効用の視点から年金を捉える際、当該社会全体での観点と同様に地域的な観点も重要である。地域ごとの人口構造（ここでは主として年齢構成）が異なる場合、老齢を基礎とする年金においては、負担と給付が地域経済に占める比重も異なることとなる。日常的な家計の活動は一定地域内で実施されるのが通常と考えられるため、年金の負担と給付の比重の相違は、年金が及ぼす経済的な影響の相違となって表れる。

上記のような観点から、多少なりとも所得再分配機能が含まれる公的年金については、世代間あるいは所得階層間での再分配の議論に加えて、地域的な再分配機能の議論も必要と考える。本章では、わが国における地域ごとに不均等な人口構造のもとで、公的年金の給付と負担が地域経済にどのような影響を及ぼしているかを定量的に推計し、地域経済における公的年金の意義を明らかにすることを目的とする。

II. 都道府県別産業連関表を用いた年金の経済効果試算方法の概要

地域経済に対する年金の経済効果を定量的に推計するにあたって、本研究では都道府県別の産業連関表による推計を核に据えている。産業連関表を用いることによって、地域ごとの経済産業構造の違いを踏まえた分析が可能となる。また、産業ごとの影響度合の推計にも拡張可能であるが、今年度はまずは給付と負担の地域ごとの相違による影響を明らかにすることに重点をおいて分析を実施した。

分析の年次については、産業連関表については全都道府県の最新版が揃う 1995 年版の産業連関表を使用している。また、年金給付額、年金保険料などについては、社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」のデータを用いている。内閣府「県民経済計算」の最新年次が 2001 年であるので、使用産業連関表の年次である 1995 年と最新の 2001 年の数値について分析を実施している（いずれも平成 16 年末現在）。

〔図表 1〕 都道府県別、年金の経済効果試算の作業概要

項目	内容	備考
年金給付に伴う影響		
① 年金給付額の推計	社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」より都道府県別年金給付額入手。	厚生年金保険受給権者年金総額（老齢年金）、国民年金受給権者年金総額（老齢年金）、福祉年金支給年額（老齢）を合算した値による。従って、各種共済年金分は含まれていない。
② 年金給付に伴う消費額の推計	高齢世帯の限界消費性向などにより年金給付額による消費額推計。	県民所得に対する年金給付額の比率を消費額にかけて代用。つまり、今回は限界消費性向を 100%として試算。

	項目	内容	備考
③	年金給付に伴う費目別消費額の推計	高齢世帯の費目別弾力値あるいは非高齢世帯との費目割合の比較などにより費目別割合を推計し、②の消費額と掛け合わせ、費目別消費額推計。	産業連関表の民間消費支出のコンバータで代用。つまり、今回は高齢世帯と非高齢世帯の消費特性の相違、基礎的費目と選択的費目の所得弾力性の相違などについては捨象した。
④	年金給付に伴う費目別消費額の連関表分類への組替	費目と産業連関表分類の定義関係から費目別消費額を産業別消費額に組替。	なお、都道府県別産業連関表は 1995 年版。
⑤	年金給付に伴う消費による県内産出額の算出	都道府県別産業連関表の逆行列表と④の数値より算出。	—
⑥	年金給付による影響度の算出	⑤の試算結果が県内産出額に占める比率を算出。	—
⑦	都道府県ごとの全体の影響度を比較	⑥の数値を都道府県ごとに比較（高齢者割合など他の数値も踏まえつつ）。	本章次節以降で記述。
⑧	都道府県ごとの産業ごとの影響度を検証	産業構成の違い等による影響の相違を検証。	②～④の作業について、精緻化を図ることが必要であるため、今後の課題とする。
年金保険料負担に伴う影響			
A	年金保険料の推計	社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」より都道府県別年金保険料収納済額等入手。	厚生年金保険の保険料収納済額、国民年金の印紙売りさばき代金収納済額、国民年金の保険料収納済額のうち現金収入を合算した値による。従って、各種共済年金分は含まれていない。
B	年金保険料に伴う消費額の推計	非高齢世帯の限界消費性向などにより年金保険料による消費額推計。	県民所得に対する年金保険料の比率を消費額にかけて代用。つまり、今回は限界消費性向を 100%として試算。
C	年金保険料に伴う費目別消費額の推計	非高齢世帯の費目別弾力値あるいは高齢世帯との費目割合の比較などにより費目別割合を推計し、B の消費額と掛け合わせ、費目別消費額推計。	産業連関表の民間消費支出のコンバータで代用。つまり、今回は高齢世帯と非高齢世帯の消費特性の相違、基礎的費目と選択的費目の所得弾力性の相違などについては捨象した。
D	年金保険料に伴う費目別消費額の連関表分類への組替	費目と産業連関表分類の定義関係から費目別消費額を産業別消費額に組替。	なお、都道府県別産業連関表は 1995 年版。
E	年金保険料に伴う消費による県内産出額の算出	都道府県別産業連関表の逆行列表とD の数値より算出。	—
F	年金保険料による影響度の算出	E の試算結果が県内産出額に占める比率を算出。	—

	項目	内容	備考
G	都道府県ごとの全体の影響度を比較	Fの数値を都道府県ごとに比較。	本章次節以降で記述。
H	都道府県ごとの産業ごとの影響度を検証	産業構成の違い等による影響の相違を検証。	B～Dの作業について、精緻化を図ることが必要であるため、今後の課題とする。

年金給付と年金保険料を併せ見た影響については、上記作業概要のようにそれぞれ試算した「年金給付に伴う影響」と「年金保険料負担に伴う影響」を単純に合算している。

なお、上記作業概要にも記述しているように、年金給付額及び年金保険料による限界消費性向は100%を仮定して試算している。また、消費費目については、年金受給世帯、年金保険料支払世帯に差はなく、所得弾力性にも費目ごとの差がないことを仮定している。さらに、開放経済型の逆行列表により試算しているため、全県合計の影響額は当該県での他都道府県からの移入影響分だけ過小評価となることは注意する必要がある。

III. 年金の都道府県別経済効果試算結果

本節では年金の都道府県別経済効果の試算結果を提示する。その際、年金保険料については、元データが居住地ではなく勤務地ごとの集計となっているため注意が必要である。そのため、年金保険料に関係する部分について、居住地と勤務地の相違が大きい県は、地域毎に統合した結果を提示している。具体的には南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）、中京（岐阜、愛知）、関西（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良）、北九州（福岡、佐賀）を統合提示している³⁸。なお、これら地域の都道府県ごとの計算結果は本章末に図表を参考提示している。

また、本節において高齢者とは65歳以上、生産年齢とは15-64歳を指すこととする。

1. 都道府県別高齢者比率と生産年齢人口比率

わが国が全体として高齢化が進行しているのは周知の通りであるが、全国均等ではなく、地域によって高齢化の度合に格差が存在する。

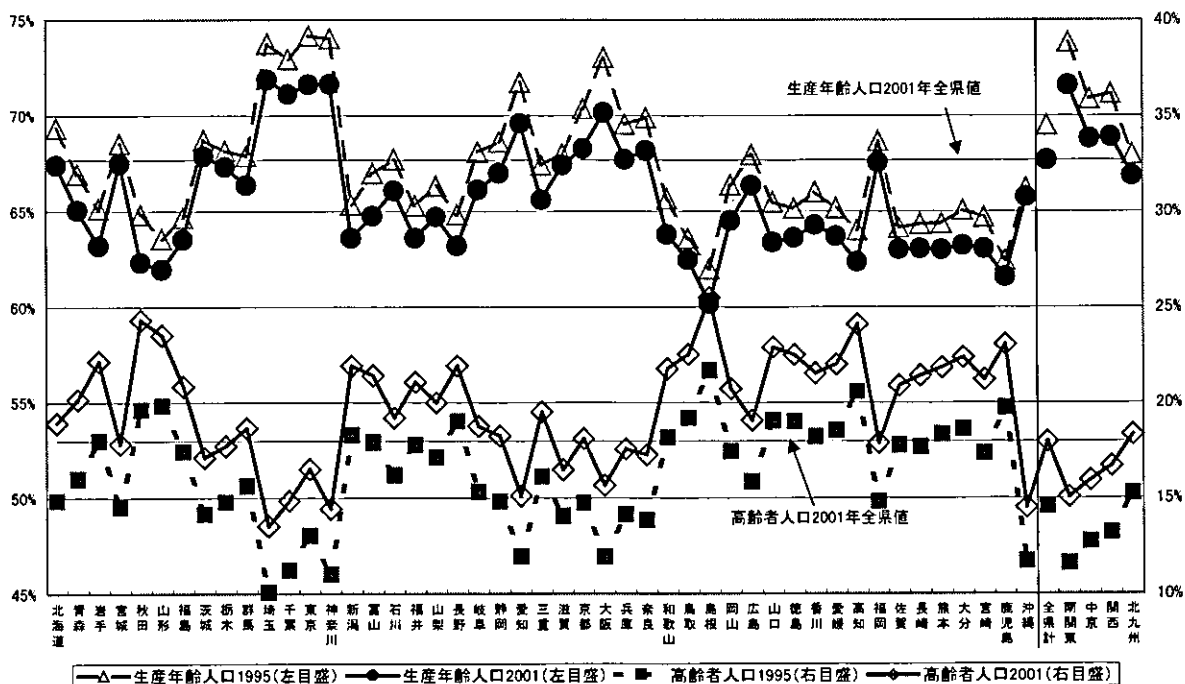
図表2に見られるように、一般的に南関東、関西といった大都市圏で高齢者比率が相対的に低く、その他の地域で相対的に高齢者比率が高い傾向がある。また、高齢者比率とは逆に生産年齢人口比率は大都市圏で相対的に高く、その他の地域で相対的に低い。

都道府県別にみると2001年において高齢者比率が最も高いのは、島根（25.5%）、次いで秋田（24.3%）、高知（24.1%）、山形（23.5%）、鹿児島（23.1%）となっており、33道府県が全県計（18.0%）の数値よりも高くなっている。一方、生産年齢人口比率が最も高いのは、埼玉（71.9%）、次いで神奈川（71.6%）、東京（71.6%）、千葉（71.1%）、大阪（70.2%）となっており、10都府県が全県計（67.7%）の数値よりも高くなっている。

³⁸ 総務省「国勢調査」の2000年版における「従業地・通学地集計」において、従業・通学都道府県の自宅外就業者・通学者数総数に占める常住都道府県の当該県の比率が95%以下の県について、周辺県からの就業者・通学者数の比率を勘案して統合。

また、全都道府県とも 1995 年に比べて 2001 年の高齢者比率が上昇し、生産年齢人口比率が低下している。

〔図表 2〕 都道府県別生産年齢人口比率、高齢者比率



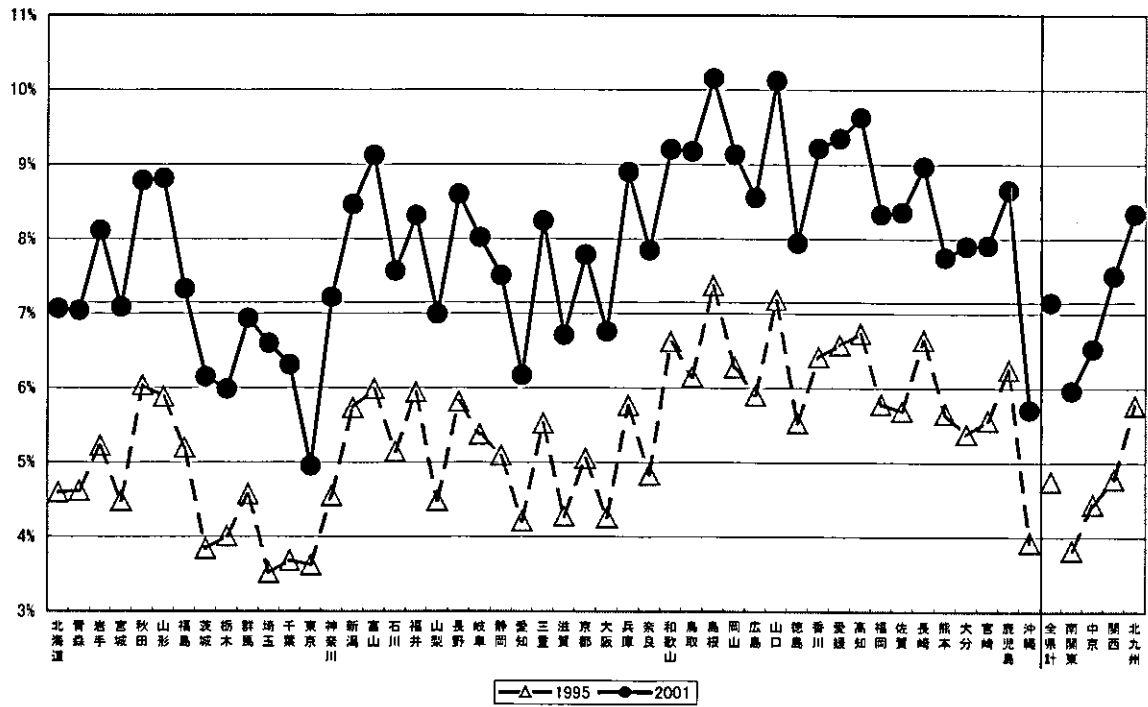
(資料) 総務省「国勢調査」、「人口推計」より作成

2. 年金給付が地域経済に与える影響

年金給付額が県民所得に占める比率は、全県合計で 1995 年は 4.75%、2001 年は 7.15% である。高齢者比率と同様に南関東、関西といった大都市圏で相対的に低く、その他の地域で相対的に高い傾向がある。高齢者比率と年金給付額が県民所得に占める比率の相関係数は 1995 年 83.25%、2001 年 77.84% である。

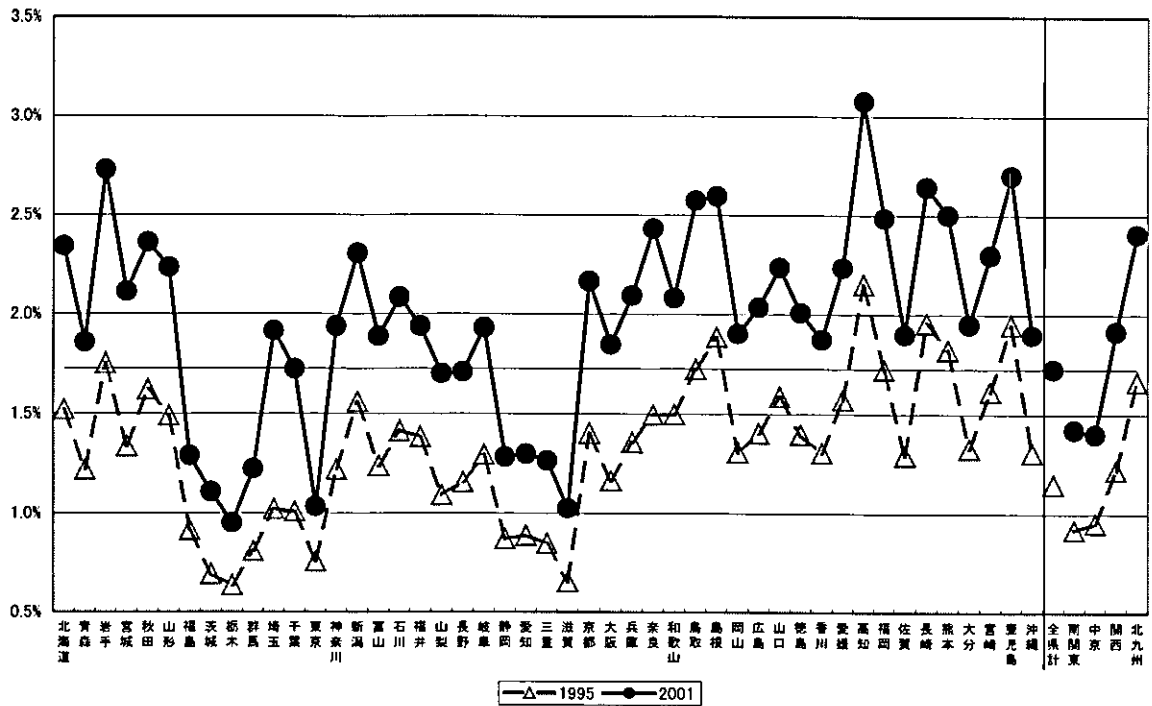
都道府県別にみると 2001 年において年金給付額が県民所得に占める比率は高い順に、島根 (10.15%)、山口 (10.12%)、高知 (9.63%)、愛媛 (9.34%)、香川 (9.21%) となっており、33 府県が全県計の数値よりも高くなっている。一方、年金給付額が県民所得に占める比率が最も低いのは東京 (4.95%) で、次いで沖縄 (5.70%)、栃木 (5.98%)、茨城 (6.15%)、愛知 (6.17%) となっている。前述の通り、高齢者比率と年金給付額が県民所得に占める比率の相関度は高いが、一人当たり年金給付額、一人当たり県民所得などに相違があるため完全相関ではない。

〔図表 3〕 年金給付額が県民所得に占める比率



(資料) 社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」、内閣府「県民経済計算」より作成

〔図表 4〕 年金給付による県内算出額への影響試算結果



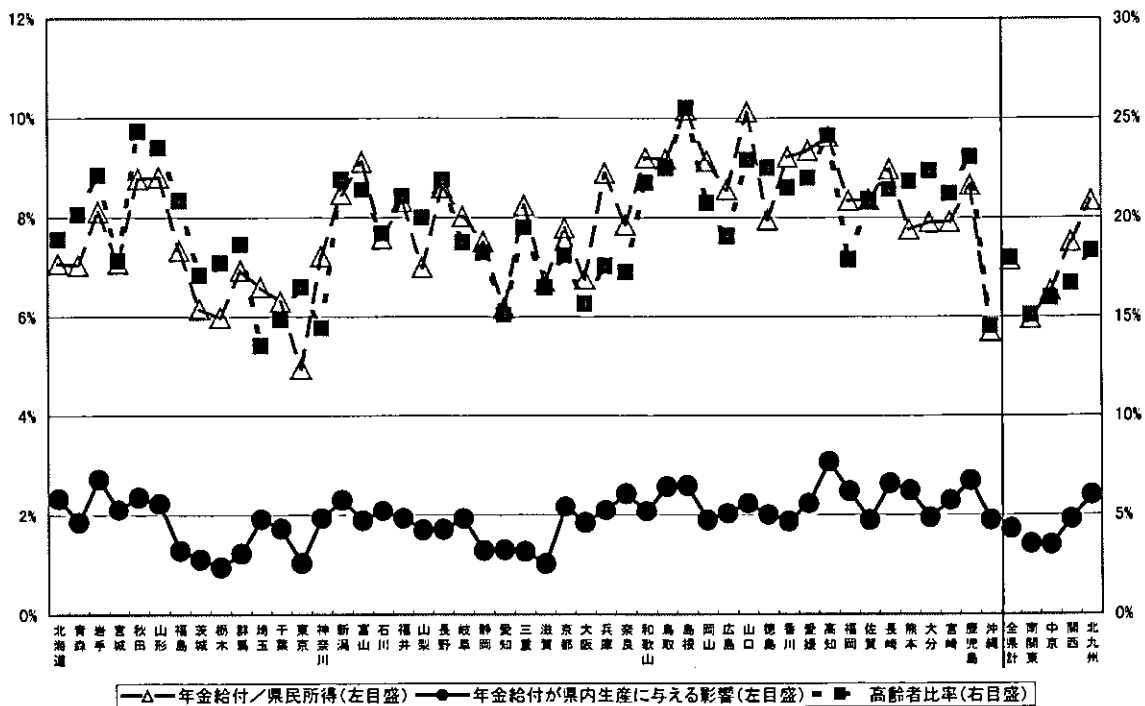
(資料) 社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」、内閣府「県民経済計算」、各都道府県「産業連関表」より作成

年金給付額による県内産出額への影響を試算した結果は図表 4 の通りである。全県単純合

計では 1995 年は 1.15%、2001 年は 1.73%である。値としては大きいとは言えないが上昇傾向にある。高齢者比率などと同様に南関東、関西といった大都市圏で相対的に低く、その他の地域で相対的に高い傾向があるが、高齢者比率との相関係数は 1995 年 59.09%、2001 年 52.76%であり、年金給付額が県民所得に占める比率よりは低い。県内算出額に占める県内消費の割合など各県の経済・産業構造の違いによって影響度合が異なるためである。

都道府県別にみると 2001 年において年金給付額による県内産出額への影響は大きい順に、高知 (3.07%)、岩手 (2.73%)、鹿児島 (2.70%)、長崎 (2.64%)、島根 (2.60%) となっており、35 道府県が全県計の数値よりも高くなっている。一方、年金給付額による県内産出額への影響が最も小さいのは栃木 (0.95%) で、次いで滋賀 (1.03%)、東京 (1.03%)、茨城 (1.11%)、群馬 (1.23%) となっている。

〔図表 5〕 高齢者比率と年金給付に関連する指標 (2001 年)



(資料) 社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」、内閣府「県民経済計算」、各都道府県「産業連関表」より作成

3. 年金保険料が地域経済に与える影響

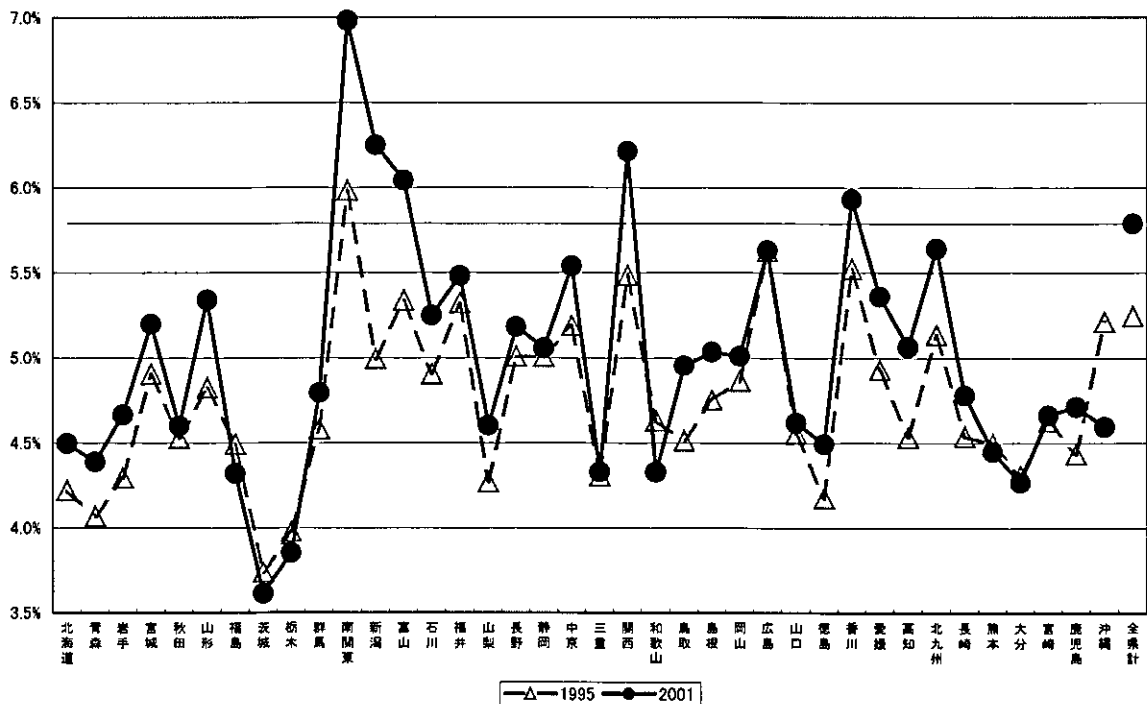
年金保険料が県民所得に占める比率は、全県合計で 1995 年は 5.25%、2001 年は 5.79%である。年金給付額と比較してわずかな上昇にとどまっている。都道府県別での比率は、北関東や九州の一部などで 1995 年に比べ 2001 年の方が低くなっている地域があるが、全体的には上昇しており、特に南関東、関西、北越地域などで相対的に比率上昇が大きい。

年金保険料が県民所得に占める比率では、東京、大阪の比率が高い一方で、その周辺県の比率が低くなっている (後掲の図表 11 参照)。年金保険料と関係する生産年齢人口は東京及び周辺県、大阪および周辺県で大きな差はないにもかかわらずこのような現象が生じるのは、

年金保険料については、元データが居住地ではなく勤務地ごとの集計となっているためである。そのため、年金保険料については、居住地と勤務地の乖離が他県に比べ相対的に大きい南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）、中京（岐阜、愛知）、関西（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良）、北九州（福岡、佐賀）については統合した結果で考える必要がある。本節でも年金保険料に関連する比較の際は統合した結果で考えることとしている³⁹。

県・地域別にみると 2001 年において年金保険料が県民所得に占める比率は高い順に、南関東（6.98%）、新潟（6.25%）、関西（6.21%）、富山（6.04%）、香川（5.93%）となっており、これら 5 県・地域が全県計の数値よりも高くなっている。一方、年金保険料が県民所得に占める比率が最も低いのは茨城（3.61%）で、次いで栃木（3.86%）、大分（4.27%）、福島（4.32%）、三重（4.33%）となっている。

〔図表 6〕 年金保険料が県民所得に占める比率



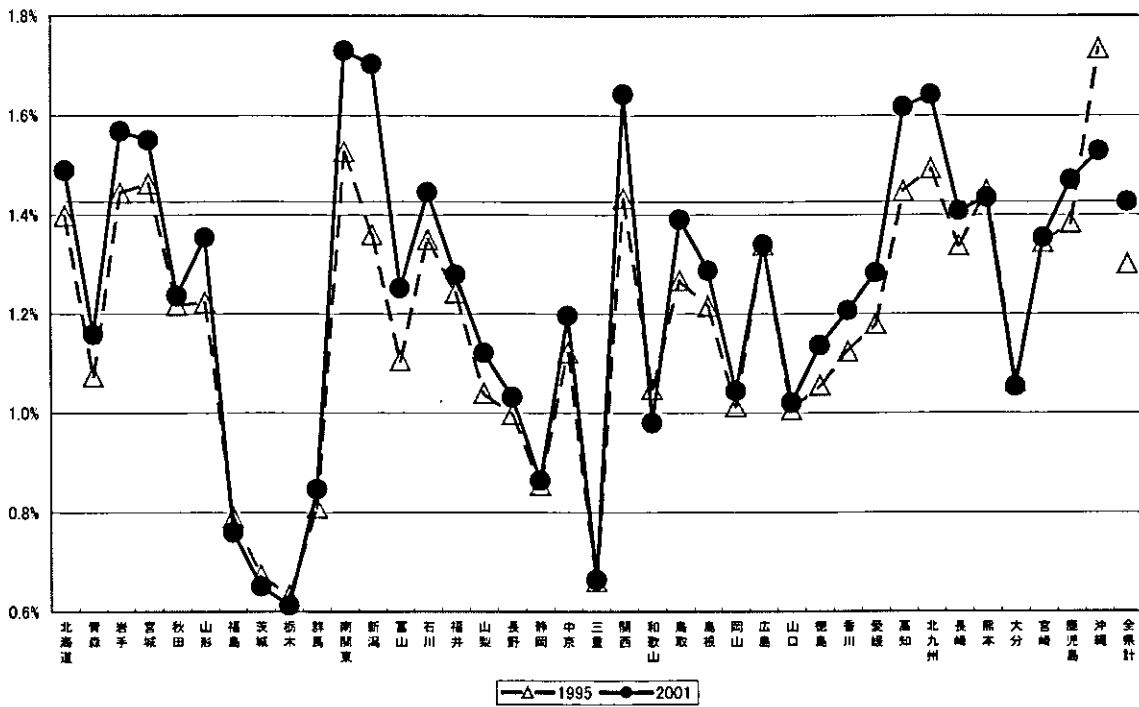
(資料) 社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」、内閣府「県民経済計算」より作成

年金保険料による県内産出額への影響を試算した結果は図表 7 の通りである。全県単純合計では 1995 年は 1.30%、2001 年は 1.43%である。

県・地域別にみると 2001 年において年金保険料による県内産出額への影響は大きい順に、南関東（1.73%）、新潟（1.70%）、関西（1.64%）、北九州（1.64%）、高知（1.62%）となっており、12 県・地域が全県計の数値よりも高くなっている。一方、年金保険料による県内産出額への影響が最も小さいのは栃木（0.61%）で、次いで茨城（0.65%）、三重（0.66%）、福島（0.76%）、群馬（0.85%）となっている。

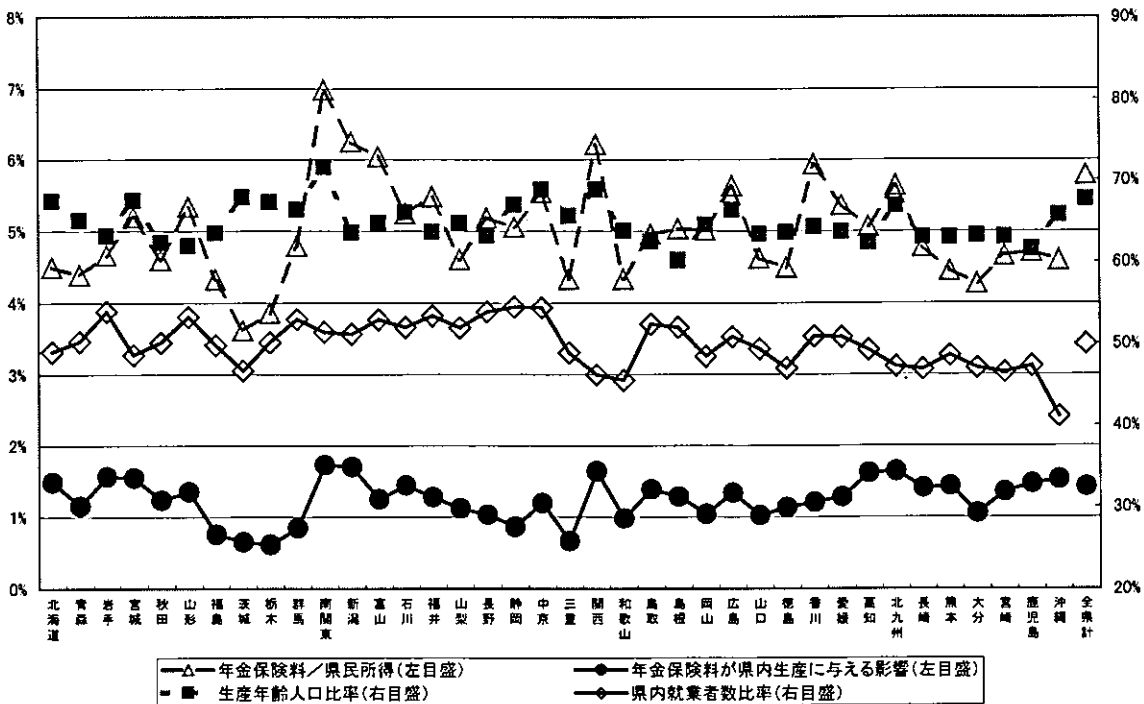
³⁹ 統合表示した地域についての都道府県別の図表については、参考までに本章末に掲載している。

〔図表7〕 年金保険料による県内算出額への影響試算結果



(資料) 社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」、内閣府「県民経済計算」、各都道府県「産業連関表」より作成

〔図表8〕 生産年齢人口比率等と年金保険料に関連する指標 (2001年)



(資料) 社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」、内閣府「県民経済計算」、各都道府県「産業連関表」より作成

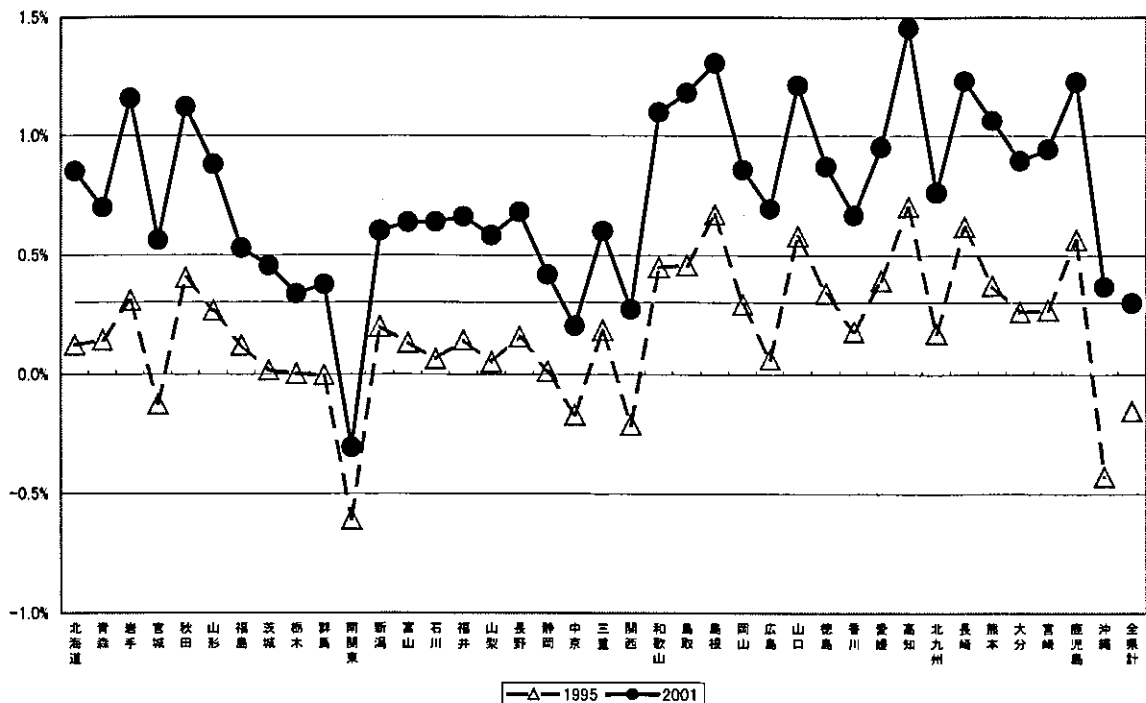
4. 給付と負担を併せ見た年金の地域経済への影響

年金給付額と年金保険料を併せ見た県内産出額への影響を試算した結果は図表9の通りである。全県単純合計では1995年は-0.15%、2001年は0.30%である。この数値から考える限りでは、国全体としては給付と負担による経済への影響は相殺されていると言えよう。ただし、この試算結果は、年金給付額と年金保険料による限界消費性向が100%など、現実とは異なる仮定による数値である。実際には、年金受給世帯と年金保険料負担世帯での限界消費性向や消費費目割合などは異なるので、国全体としての経済への影響は違ったものとなっているはずである。しかしながら、まずは全体の傾向を把握するためには、現段階での試算値でも示唆は得られると考える。

県・地域別にみると2001年において年金給付額と年金保険料を併せ見た県内産出額への影響はプラスの影響が大きい順に、高知(1.46%)、島根(1.31%)、長崎(1.23%)、鹿児島(1.23%)、山口(1.22%)となっており、35県・地域が全県計の数値よりも高くなっている。

全県計の数値より低いのはプラスの影響では関西(0.27%)、中京(0.21%)であり、南関東(-0.31%)はマイナスの影響である。このことから南関東での経済生産活動が年金制度を通じて全国に再配分されているとの解釈も可能と思われる。

〔図表9〕年金給付と年金保険料による県内算出額への影響試算結果



(資料) 社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」、内閣府「県民経済計算」、各都道府県「産業連関表」より作成

また、年金給付額による県内産出額への影響と年金保険料による県内産出額への影響をそれぞれ全県合計値と相対比較し、県・地域ごとに分類したのが図表10である。年金給付による県内算出額への影響(プラスの影響)が全県合計値より小さく、年金保険料による県内

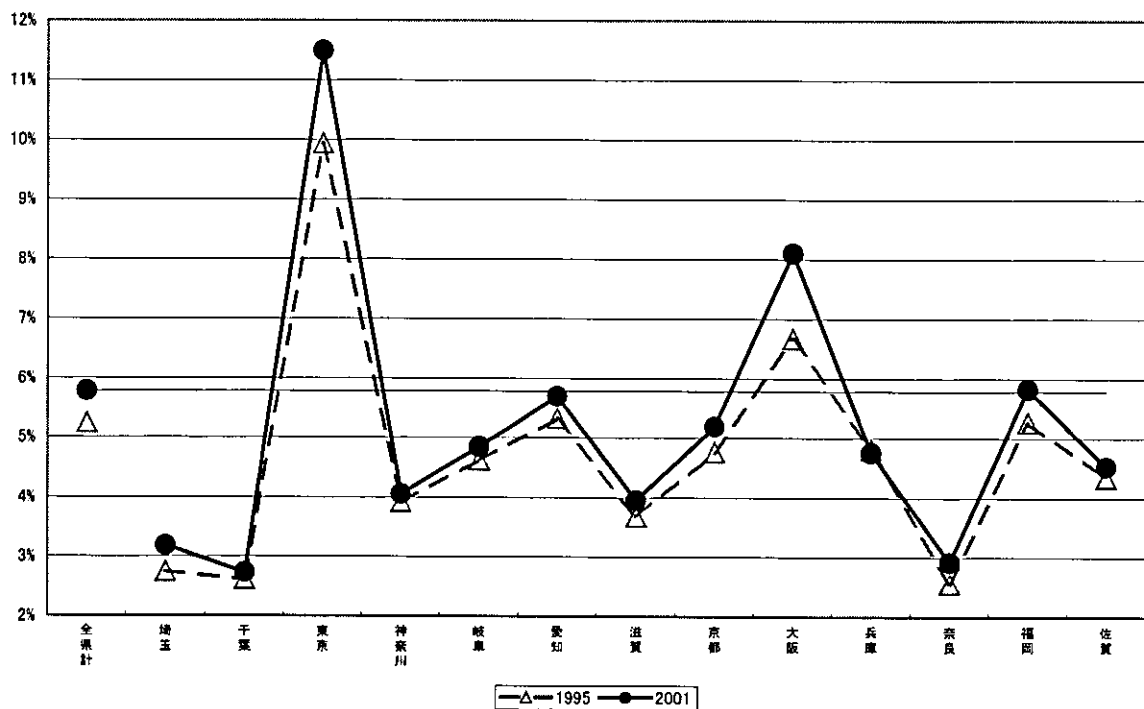
本年度（平成 16 年度）は、地域間格差の全体傾向を把握することを優先したため、限界消費性向や消費費目等について単純な仮定を前提とした。今後はより現実に近い仮定をおいて試算の精度を高め、年金の経済への影響における地域間格差を明らかにする予定である。

また、他章での研究成果に基づいて、消費・貯蓄行動など高齢者世帯と非高齢者世帯の相違を地域ごとに集計することにより、地域経済に対する影響を抽出する予定である。

これらの作業により、地域経済における公的年金の意義を定量的により明らかにできると考える。

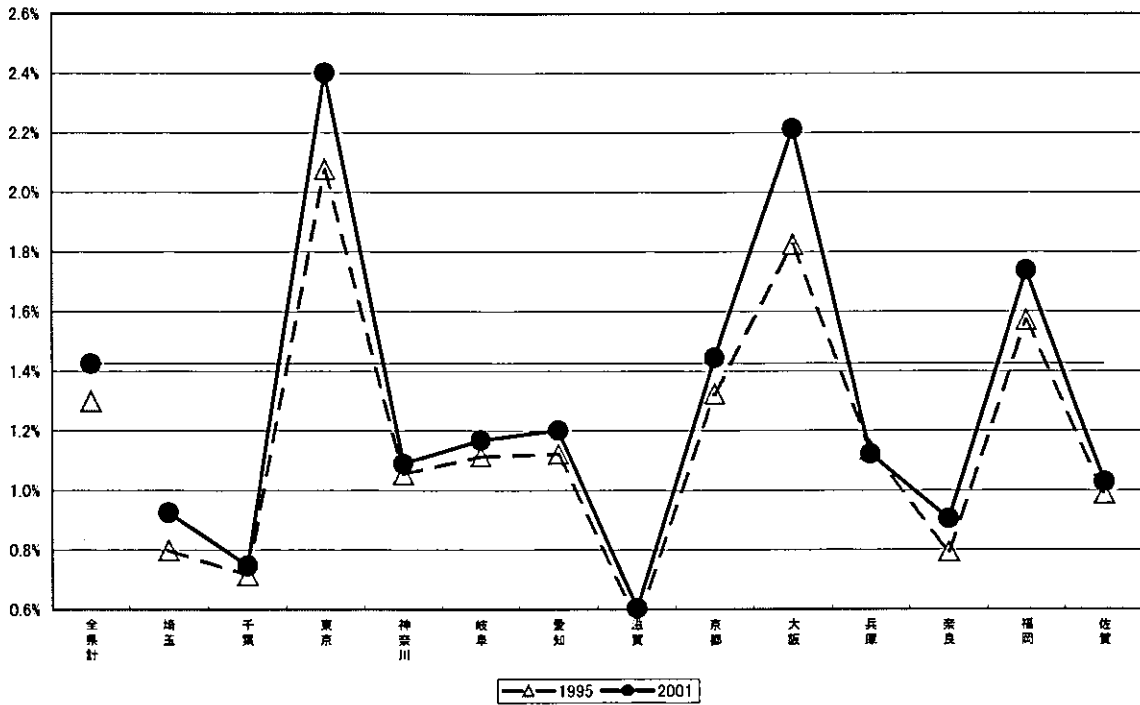
参考図表

【図表 11】 年金保険料が県民所得に占める比率【参考、統合表示した地域の都道府県別】



(資料) 社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」、内閣府「県民経済計算」より作成

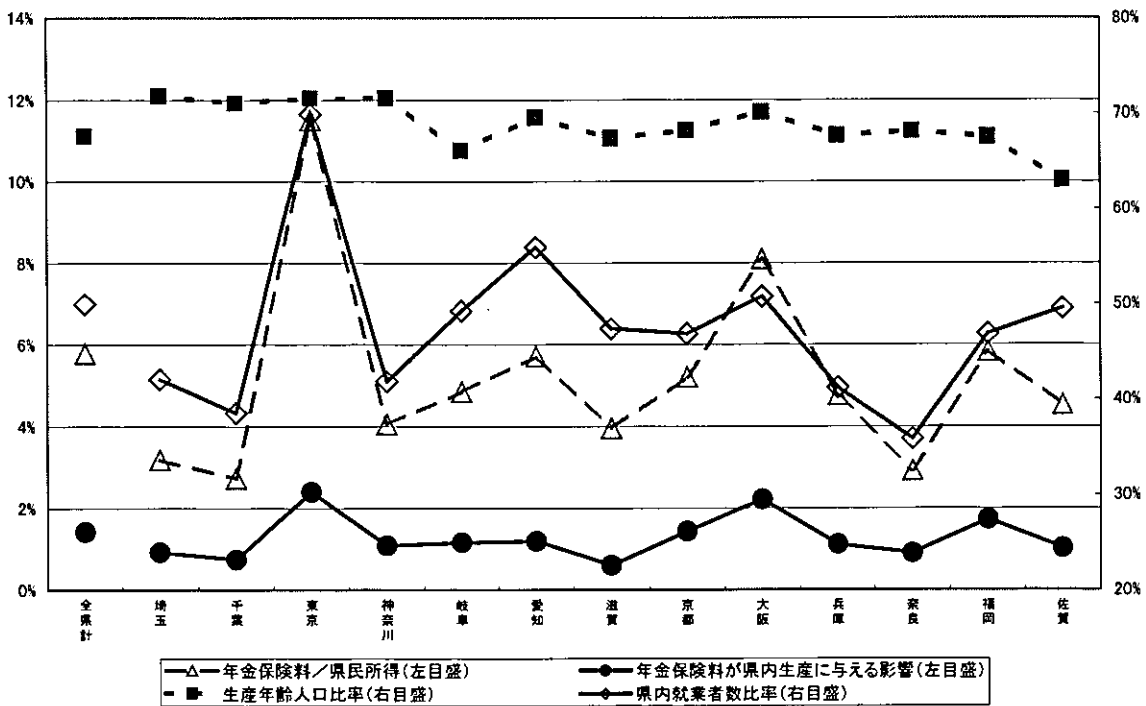
〔図表 12〕 年金保険料による県内算出額への影響試算結果【参考、統合表示した地域の都道府県別】



(資料) 社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」、内閣府「県民経済計算」、各都道府県「産業連関表」より作成

〔図表 13〕 生産年齢人口比率等と年金保険料に関連する指標 (2001年)

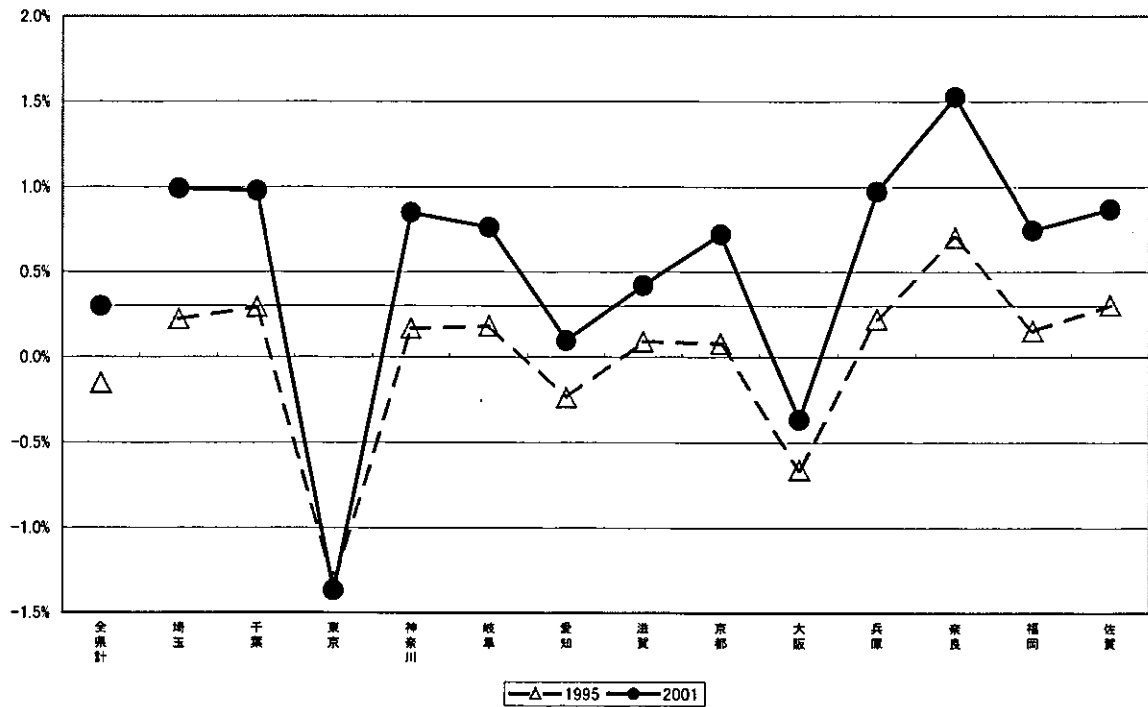
【参考、統合表示した地域の都道府県別】



(資料) 社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」、内閣府「県民経済計算」、各都道府県「産業連関表」より作成

〔図表 14〕 年金給付と年金保険料による県内算出額への影響試算結果

【参考、統合表示した地域の都道府県別】



(資料) 社会保険庁「事業年報」、総務省「社会・人口統計体系」、内閣府「県民経済計算」、各都道府県「産業連関表」より作成

参考文献

- ・ 総務庁編「平成7年産業連関表 総合解説編」全国統計協会連合会、1999年
- ・ 新飯田宏「産業連関分析入門」東洋経済新報社、1978年